**社会保障II　2024年1月10日（水）2限目 10:40 ～12：10 　講義室 304**

**第13回社会福祉制度の概要】関連する法制度と対象、実施体制等 第5章社会保障制度の体系 第７節　社会福祉制度の概要 (1)社会福祉制度の概要(2)社会福祉制度の基本法 (３）高齢者福祉（４）児童福祉（４）障害者福祉　　P.22７-239**

**●リアクションペーパーII＃13**

**学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名**

**１．社会福祉制度の概要**

**□社会福祉制度とは広義の社会福祉Social welfareではなく狭義の社会扶助Social Serviceをさす。**

**□特定の支援ニーズを有している人（高齢者、障害者、児童、ひとり親等）に対して必要なサービス給付を行う法制度の総称。**

**□目的：サービス対象者がその人らしく尊厳を持って、社会的にノーマルで自立した生活を送れるようにする。**

**□費用：無拠出が原則。必要な費用の大半は租税（＋一部自己負担）**

**２．社会福祉制度の体系**

**□社会福祉に共通する基本事項を定めた法律：社会福祉法**

**□高齢者福祉に関する法律：老人福祉法・介護保険法・高齢者住まい法・高齢者虐待防止法・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律**

**□児童・家庭の福祉に関する法律：児童福祉法・母子及び父子並びに寡婦福祉法・児童手当法・児童扶養手当法・児童虐待防止法）・子ども子育て支援法・少子化対策基本法**

**□障害者の福祉に関する法律：障害者基本法・障害者総合支援法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法・発達障害者支援法・障害者虐待防止法・障害者雇用促進法・障害者差別解消法・新バリアフリー法**

**３．主な社会福祉法の内容**

□社会福祉法は1951 (S26)年制定の社会福祉事業法が2000（H12）年に改正・改称されたもの。社会福祉を目的とする事業の全分野の共通事項・関連事項を定めたもので、社会福祉サービス利用者の権利保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図ることなどを目的としている。

□老人福祉法は高齢者福祉の基本法で2000（H12 )4月の介護保険法施行以降⇒市町村の福祉の措置に関する義務：高齢者福祉の総合的実施・支援体制の整備等を規定している。

□児童福祉法の第１条には①全て児童は、児童の権利条約の精神にのつとり、適切な養育、生活の保障、愛され、保護されること、健やかな成長・発達、自立等が保障される権利を有する。②全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。③児童の保護者の第一義的責任④国及び地方公共団体の責任などの理念が明記されている。

□障害者基本法は①「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであり、全ての国民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、障害者の自立・社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。